

筑西市 こども計画

概要版

こども・若者・親・地域が、ともに**成長**し
こども・若者が**活躍**する元気都市 筑西



令和7年3月
筑西市

計画の基本的な考え方

こども
まんなか



(1) 計画の趣旨

- 筑西市（以下「本市」という。）では、こどもや子育て家庭を支援する様々な施策を総合的に展開してきました。

しかし、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、より多様で複雑となっており、こども一人ひとりの環境に応じた取組を進めることが求められています。

「筑西市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市におけるこども施策を総合的・一体的に推進し、※「こどもまんなか社会」の実現を目指すための計画として策定します。

※「こどもまんなか社会」とは…

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活(=ウェルビーイング)を送ることができる社会

自分らしく
いられる

健やかに
成長できる

お金の
心配をせず
に学べる



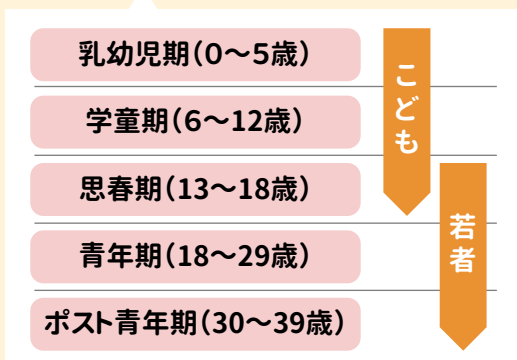
こども・若者が
意見を持てる・
意見を言える

居場所
がある

困ったときに
助けてもらえる

(2) 計画の位置付け・期間・対象

- 本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」「子ども・子育て支援法」に基づく計画を包含します。
- 計画期間：令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。
- 対象：こども・若者及び子育て当事者



筑西市総合計画

筑西市 まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略

筑西市地域福祉計画

他の各種計画
と整合・連携

基本計画
筑西市成年後見制度利用促進

筑西市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

筑西市こども計画
こどもの貧困の解消に向けた対策計画
次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画

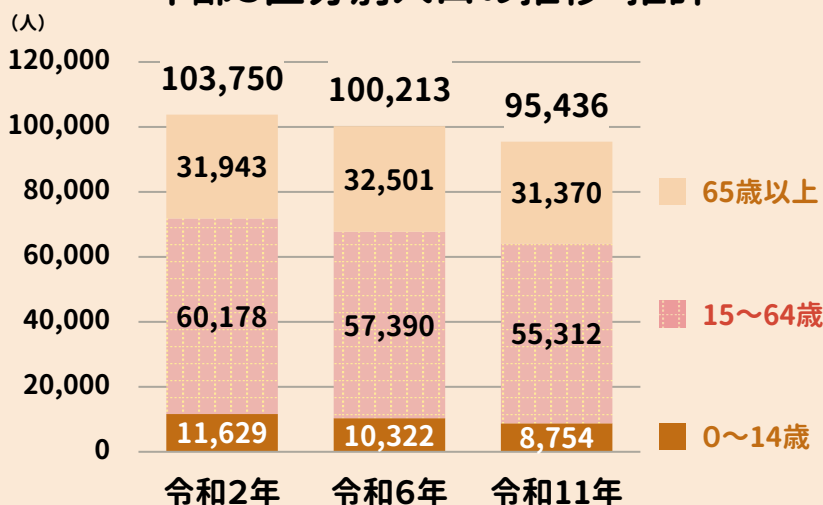
筑西市障害者福祉計画

ちくせい健康総合プラン
筑西市教育大綱等

こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

(1) 人口の推移と推計

年齢3区分別人口の推移・推計



▶本市の総人口は減少傾向で推移しています。



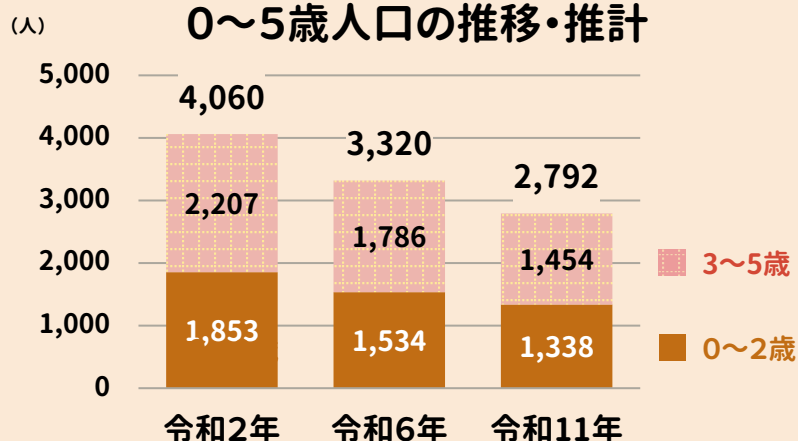
▶この傾向が続いた場合、令和11（2029）年の総人口は95,436人となる見込みです。また、令和11（2029）年の年少人口は、令和6（2024）年から約1,000人減少し、9,000人を下回る見込みです。

▶就学前の0～5歳人口は、令和6年4月1日現在で3,320人です。

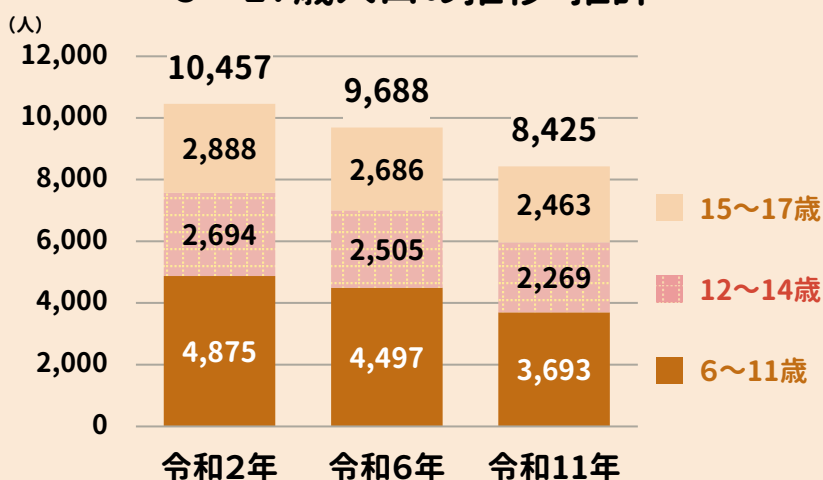
▶令和11（2029）年は約500人減少し、2,800人程度となる見込みです。



0～5歳人口の推移・推計



6～17歳人口の推移・推計



▶小学校から高校生の年齢にあたる6～17歳人口は、令和6年4月1日現在で9,688人です。

▶令和11（2029）年は約1,300人減少し、8,400人程度となる見込みです。



計画の目指す方向

基本理念

- 本計画では、豊かな自然や魅力ある歴史・文化資源といった強みを生かし、子育て環境の満足度を高める取組、こども一人ひとりが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず成長できる環境の充実、20代・30代を中心とする若い世代が、自らが希望する人生を歩める地域づくりの充実を通じた本市独自のこどもまんなか社会の実現に向けて、以下の基本理念を掲げます。

こども・若者・親・地域が、ともに成長し、



こども・若者が活躍する 元気都市 筑西



重点的な取組

本計画では、基本理念の実現に向けて 3つの「重点的な取組」 を位置付けます。

重点1 「こどもの権利」の認知度向上、こども・若者の意見反映・参画の仕組み

- 地域全体が「こどもまんなか社会」に成長していくために、その基盤となる「こどもの権利」の認知度向上や、こども・若者の意見反映・参画の仕組みづくりなどに重点的に取り組みます。



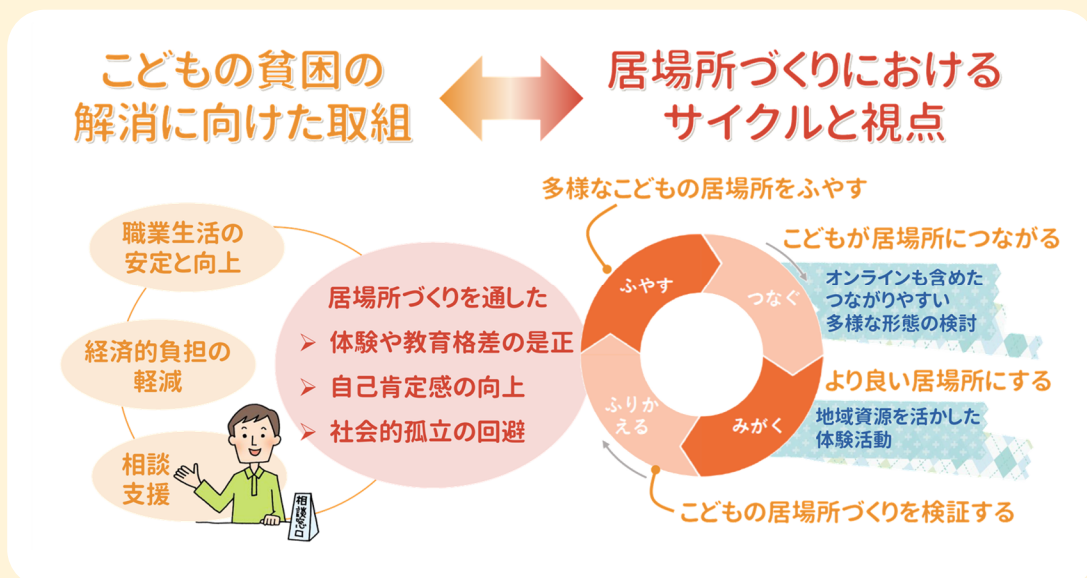
重点2 包括的な支援体制の強化

- 近年、経済的な困難、ヤングケアラー、孤独・孤立といった、支援を必要とするこどもが増えています。また、こうした状況までは至らずとも、こどもと接する時間がとれない、子育ての相談先がわからない、周囲とコミュニケーションがとれないなど、暮らしの中で悩みや不安を抱えるこどもや保護者もいることが考えられます。
- こども家庭センターにおいて、様々な専門職や関係機関と連携し、妊娠・出産・子育てに関するあらゆる相談や不安を受け止めるとともに、妊娠期から子育て期にわたる多様化・複雑化する問題・課題に対して包括的な支援を行う体制強化を進めます。



重点3 こども・若者の貧困対策、居場所づくり

- こども・若者の貧困対策に取り組むにあたって、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、経済的な困窮に直面する子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援、経済的負担の軽減、職業生活の安定と向上に資する支援に重点的に取り組みます。
- 貧困対策としても効果的な取組となるこども・若者の居場所づくりは、体験や教育格差の是正、自己肯定感の向上、社会的孤立の回避に役立つ機会となります。
- これからの社会を担うこども・若者にとって多様な居場所が地域全体に広がるよう、既存の居場所だけでなく、遊びの空間や機会、地域資源を生かした体験活動、オンライン空間で過ごす時間といった新たな形態の検討も含めて、こども・若者の視点に立った居場所づくりに重点的に取り組みます。



施策体系

本計画では、基本理念の実現に向けて **3つの「基本目標」** とそれぞれの基本目標についての **「施策」** を位置付けます。

基本目標	施策
基本目標1 ライフステージを通した、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共通理解
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	(3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
	(4) こどもの貧困解消対策
	(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
	(6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
	(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
基本目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供
	(2) 乳・幼児期／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の促進と遊びの充実
	(3) 学童期・思春期／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
	(4) 学童期・思春期／居場所づくり
	(5) 学童期・思春期／こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実
	(6) 学童期・思春期／いじめの防止
	(7) 学童期・思春期／不登校のこどもへの支援
	(8) 青年期／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
	(9) 青年期／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
	(10) 青年期／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
基本目標3 安心して子育てができるための支援の充実	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	(2) 地域の子育て支援、家庭教育支援
	(3) 共働き・共育での推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	(4) ひとり親家庭への支援

施策の展開

目標1 ライフステージを通した、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり

こどもや若者が主体性を持ち、健やかに成長するまちを目指して、次の7つの施策を進めます。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共通理解

- ▶学校における人権教育や、社会全体における意識啓発に取り組みます。



(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ▶こどもと保護者が安心して遊べる場づくりに取り組みます。
- ▶こども・若者が社会で活躍できる力の育成や、学生の視点による地域活性化に取り組みます。



(3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

- ▶医療費助成制度の周知と適切な支給を行います。
- ▶切れ目ない保健・医療の支援体制の確保に向けて、関係機関の連携強化を図ります。

(4) こどもの貧困解消対策

- ▶家庭の経済状況がこどもの教育機会や体験機会に影響を与えることをできる限り少なくするため、適切かつ必要な経済的支援を行います。
- ▶こどもの貧困解消に向けた就労支援に取り組みます。

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

- ▶障害や発達に特性のあるこども・若者とその世帯に寄り添い、個々の状況に応じて質の高い支援や教育を行うための環境整備を行います。
- ▶幼児の発達及び保護者の育児不安の軽減を図るため、相談等を実施します。



(6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ▶困難な問題を抱える子育て家庭やヤングケアラーの孤立を防ぎ、継続的に支援するため、相談支援や関係機関のネットワーク強化、問題の早期発見に取り組みます。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ▶自殺対策を進めるために、教員対象の研修会や、こどもが不安や悩みを抱えた時の相談支援に取り組みます。
- ▶事故や犯罪などからこども・若者を守るために、交通安全や非行防止に取り組みます。



目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援

各ライフステージ特有のテーマについての継続的・包括的な支援に取り組み、こども・若者・保護者の幸せの実現と、誰もが暮らしやすい生活環境の両立を図るために、次の10の施策を進めます。

妊娠前
↳

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供

- ▶不安なく安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前からの継続的なサポートの実施、母子の健康管理と子育てに係る精神的・経済的な負担の軽減に取り組みます。



乳・幼児期
↳

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の促進と遊びの充実

- ▶こどもが安全に健やかに成長し、子育て家庭が安心して生活できる環境の充実に向けて、こども誰でも通園制度事業、教育・保育事業及び支援事業を着実に実施します。
- ▶家庭での子育てへのサポートや、多子世帯への経済的支援を実施します。
- ▶幼児教育・保育の無償化の継続、質の高い保育の提供に取り組みます。



学童期・思春期
↳

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ▶こども自身で自己肯定感を高めることができるよう、思春期保健事業や、医療・健康についての制度周知・相談支援を実施します。

(4) 居場所づくり

- ▶こども・若者の視点に立ち、放課後の居場所づくりに取り組みます。



(5) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実

- ▶個別最適かつ協働的な学びを行う授業の実践や、地域と連携した学校運営、児童生徒が社会の一員として自覚を養う主権者教育に取り組みます。

(6) いじめの防止

- ▶学校や関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見、対処を効果的に進めます。

(7) 不登校のこどもへの支援

- ▶全てのこどもが教育を受けられるよう、多様な機会の確保や相談支援に取り組みます。

(8) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- ▶若者が自らの選択に基づいた就職ができるよう、高等学校やハローワーク等との連携強化、就労についての情報発信に取り組みます。



(9) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ▶婚活や結婚に伴う新生活への支援に取り組みます。

(10) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

- ▶進路や人間関係の不安、孤独、ストレスなどを感じる若者やその家族を支えるための相談支援等に取り組みます。

青年期

目標3 安心して子育てができるための支援の充実

こども・若者の健やかな成長と子育て家庭の安定につながるよう、安心して、孤立することなく子育てができる環境づくりに取り組みます。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

▶住宅の確保や、出生、子育て、幼児教育・保育に係る経済的な負担の軽減に取り組みます。

(2) 地域の子育て支援、家庭教育支援

▶ニーズに応じた子育て支援の充実に取り組みます。

▶こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育を支援します。

(3) 共働き・共育での推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大

▶夫婦やパートナーが協力して共に子育てを行い、それを職場等が応援する社会の形成に向けて、仕事と家庭の両立に関する意識醸成等に取り組みます。

(4) ひとり親家庭への支援

▶ひとり親家庭に寄り添い、各家庭の状況に適切な経済的支援を実施します。



子ども・子育て支援事業計画

教育・保育に関する事業（認定こども園・保育所など）

本市の教育・保育施設は、令和6年度現在、認定こども園が23園、保育所が2園、地域型保育事業所が1か所となっています。

これらについて、量の見込み（今後の保育需要）を推計したうえで、保育需要に対応できる提供体制の確保を図ります。

下記の通り、いずれの認定区分でも提供体制が量の見込みを上回っています。

量の見込み



提供体制



1号認定

満3歳以上で幼稚園・認定こども園（教育部分）の入園を希望する方

令和7年度

426人

686人

令和11年度

359人

686人

2号認定

満3歳以上で保育の必要な方

令和7年度

1,293人

1,589人

令和11年度

1,090人

1,589人

3号認定

満3歳未満で保育の必要な方

令和7年度

879人

1,005人

令和11年度

838人

1,005人

地域子ども・子育て支援事業

多様な子育て支援のニーズに対応するため、16の地域子ども・子育て支援事業を実施します。

量の見込み



提供体制



(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等

▶放課後に小学生の遊びや生活の場を確保して、その健全な育成を図ります。

令和7年度

1,664人

1,664人

令和11年度

1,679人

1,679人

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

▶保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。

令和7年度

452人

452人

令和11年度

394人

394人

(3) 一時預かり事業

▶保護者が保育できない場合に一時的に、お預かりします。

令和7年度

10,519人日

10,519人日

令和11年度

8,939人日

8,939人日

(4) 病児・病後児保育事業

▶病児・病後児について、病院や保育所等で看護師等が一時的にお預かりします。

▶病児保育室「ひまわり」・市内3か所の認定こども園で実施している病後児保育事業を周知します。



令和7年度

807人日

807人日

令和11年度

709人日

709人日

(5) ファミリー・サポート・センター事業

▶こどもの送迎や一時預かり等の援助を受けたい人と援助したい人の、相互で支援します。

令和7年度

1,075人日

1,075人日

令和11年度

899人日

899人日

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

▶保護者の疾病や育児不安等の理由で養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、必要な保護を行います。

令和7年度

23人日

23人日

令和11年度

20人日

20人日

(7) 地域子育て支援拠点事業

▶こども・保護者同士の交流の場を設け、子育てに関する相談・情報提供を行います。

令和7年度

20,650人回

20,650人回

令和11年度

20,650人回

20,650人回

(8) 利用者支援事業

▶子育てサービスの利用についての相談に、専門の相談員がお答えします。



令和7年度

2か所

2か所

令和11年度

2か所

2か所

量の見込み



提供体制



(9) 妊婦健康診査事業

- ▶妊婦に対する健康診査や保健指導を行います。



令和7年度	5,200人回	5,200人回
令和11年度	4,775人回	4,775人回

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

(こんにちは赤ちゃん事業)

- ▶乳児のいる全ての家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握に努めます。



令和7年度	465人	465人
令和11年度	427人	427人

(11) 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業

- ▶養育支援が特に必要な家庭、養育環境上の課題が大きい学齢期の児童や、親子間の適切な関係性の構築に向けた支援が必要な家庭に対して、相談や援助等を行います。

<養育支援訪問事業>

令和7年度	100人	100人
令和11年度	100人	100人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ▶所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等の副食費等を助成します。



(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ▶特定教育・保育施設等の設置や運営を促進するための事業です。

※(12)(13)については、事業の性質上、量の見込みと提供体制は算出しません。

(14) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

- ▶妊娠・出産・乳児期における伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施し、安心して出産・子育てができる環境を整備します。

令和7年度	1,395回	1,395回
令和11年度	1,281回	1,281回

(15) 産後ケア事業

- ▶産後に心身のケアや育児のサポート等を必要とする方を支援する事業です。

令和7年度	100人日	100人日
令和11年度	173人日	173人日

(16) こども誰でも通園制度

- ▶保育所などに通っていない0～2歳のこどもを対象として、1か月に一定時間まで、通園による遊びや生活の場を提供します。
- ▶本市では全国に先駆けて令和6年8月より試行的事業として実施しています。

令和7年度	38人	38人
令和11年度	31人	31人

・人日：人数×日数から見込みを算出

・人回：人数×回数から見込みを算出

計画の推進

こどもや若者が健やかに安心して暮らしていくために、行政、関係機関・事業者、市民・地域等がそれぞれの役割を担い、協力し合う「協働」を基本として計画を推進します。

施策・事業の進捗状況を点検し、見直しにはアンケート調査を実施し、分析のうえ、評価を行いながら、改善を図っていきます。

行政の役割



- 計画の推進に当たっては、全庁的な連携を図っていきます。
- 関係機関・事業者や地域等との連携・調整による適切な事業の実施に努めます。

関係機関・事業者との連携



- 計画の実現に当たっては、行政だけではなく、市全体でこども・子育て支援に取り組むことが求められます。
- 市内の子育て支援に関わる、保育所（園）、認定こども園、学校、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

地域の役割



- 市民をはじめ、自治会やNPO、子育てサークルなどの各種団体等を中心に情報提供や交流を図り、こどもの健全育成に関する活動の活性化に努めます。

広域調整や県との連携



- 事業やサービスの効果的な実施と利用のしやすさなどを考慮し、市の区域を越えた広域的な実施や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。

当事者の参加と意見反映



- 本計画は、全てのこども・若者、子育て家庭等を対象に総合的に推進するものであることから、当事者、関係機関・事業者、地域等の意見を適宜把握し、計画の推進や改定に反映します。

筑西市こども計画
【概要版】

発行日
発行・編集

令和7年3月
筑西市 こども部 こども課
〒308-8616
茨城県筑西市丙360番地
TEL：0296（24）2104（直通）



令和7年3月28日
筑西市は20周年を
迎えます。